

平成 26 年 3 月 19 日

**液化石油ガスの安全確保等に関する調査
- 真に災害に強いLPガスの確立を目指して -
＜調査結果に基づく通知＞**

総務省近畿管区行政評価局（局長：瀧上茂）では、この度、真に災害に強い液化石油ガス（LPガス）の確立を目指す観点から、福井、滋賀、和歌山行政評価事務所を動員して、近畿地方におけるLPガス販売事業者及び保安機関における自然災害に備えた保安対策や、監督官庁、事業者団体における監督・指導などの実施状況を調査し、その結果に基づき、経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部に対して、必要な対応を講ずるよう通知しました。

併せて、関係の府県、市町村、事業者団体に対して調査結果を参考連絡しましたので、公表します。

【照会先】

総務省滋賀行政評価事務所

評価監視官

担 当：江南（えなみ）、埴（はなわ）

電 話：077-523-1926

F A X：077-525-1149

液化石油ガスの安全確保等に関する調査－真に災害に強いLPガスの確立を 目指して－ 調査結果に基づく通知(概要)

《調査の背景》

通知日:平成 26 年3月 19 日 通知先:経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部

※ 府県、事業者団体等には参考連絡

- 液化石油ガス (LP ガス) は家庭用熱源として広く普及 (全世帯の約 45%)。災害時には、避難所への迅速な供給など「災害に強み」を発揮
- その一方、東日本大震災では、多数の LP ガス容器が流出。近畿地方においても、平成 23 年の紀伊半島大水害、24 年の京都府、滋賀県等での局地豪雨、25 年の台風 18 号等では、容器の流出や、漏えいしたガスによる火災事故等も発生

- 調査対象機関: 中部近畿産業保安監督部近畿支部
- 関連調査等対象機関: 府県 (福井県、滋賀県、大阪府、和歌山県)、市町村、事業者団体、事業者、消費者
- 調査時期: 平成 25 年 12 月～26 年3月
- 調査担当部局: 近畿管区行政評価局及び管内行政評価事務所 (福井、滋賀、和歌山)

《主な通知事項》

真に災害に強いLPガスの確立

自然災害に備えた保安対策の実施

- LP ガス容器の転落・転倒等防止措置の確実な実施
- ガス放出防止型高圧ホースの普及促進

空き家における長期未使用容器の撤去

- 災害、盗難防止のため、販売契約解除や一時販売中止に伴う容器の確実な撤去、管理

自然災害に起因する事故の的確な把握等

- 災害 (漏えい等) 事故の的確な把握・分類
- 事業者に対する事故情報の効果的な周知の推進



- ・ボンベをしっかりと固定!
- ・ガス放出防止器を設置!

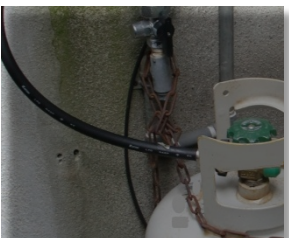
通知事項

LPガス容器の転落・転倒等 防止措置の確実な実施



・ 容器の転落、転倒を防止する措置が適切でない例【事例1】

容器が水路際の不安定なブロック上にはみ出して設置されており、地震動により水路に転落のおそれ。



・ 容器バルブ等の損傷を防止する措置が適切でない例【事例19】

固定用鉄鎖の止め金具外れ(法定保安点検で指摘漏れ)により、ガス供給管に鎖を巻き付けており、転倒時に供給管破損のおそれ。

ガス放出防止型高圧ホースの 普及促進



・ 東日本大震災時、津波でLPガス容器が転倒したものの、「ガス放出防止型高圧ホース」がガス漏えいによる二次災害を防止し、効果を発揮した例
(一社)日本エルピーガス供給機器工業会 提供

主な調査結果

- 調査対象4府県内でLPガス容器が設置されている消費先(400戸)を現地調査した結果、地震、浸水等の自然災害による容器の転落・転倒等を防止する措置が不適切な状況。
 - i) 容器の転落、転倒を防止する措置が不適切なもの: 123戸(30.8%)
【事例1～15】
 - ii) 容器バルブ等の損傷を防止する措置が不適切なもの: 24戸(6.0%)
【事例16～19】 など
- 転落・転倒等を防止する措置が不適切な原因としては、
 - i) 把握した不備に対処していないなど販売事業者の法令遵守意識の低さ
 - ii) 法定保安点検における見過しなど保安機関※の点検・調査の不的確さなどが事業者調査の結果から推定される。

※ 保安機関: 中部近畿産業保安監督部近畿支部(以下「近畿支部」という)などの監督官庁の認定を受け、LPガスの供給設備点検や消費設備調査などを実施し、基準不適合等があれば、販売事業者へ通知・連絡を行う機関

また、近畿支部などの監督官庁の販売事業者への立入検査は、検査時間の制約などから、書面調査が中心で、保安点検の的確性の検証には限界があるのが現状。立入検査の在り方の検討が必要。

- 土石流や津波、浸水等による容器流出やホース折損、切断時に自動的にガス通路を遮断する「ガス放出防止型高圧ホース」の出荷率は、全国の55.8%に対して、近畿地方では30.3%と全国平均の半分程度(平成25年度上半期)。
従来型と大きなコスト差はなく、費用対効果などについて周知の余地。

○ 空き家における長期未使用容器の撤去

結果報告書 P20~23

事例集 事例 20~25

通知事項

災害、盗難防止のため、販売契約解除や一時販売中止に伴う容器の確実な撤去、管理



・ 空き家における長期未使用容器の例

主な調査結果

- 調査対象4府県内のLPガス容器が設置されている消費先(400戸)を現地調査した結果、ガス契約解除(一時販売中止含む)後も容器が残されたままの空き家※が18戸(4.5%)あり、容器の腐食による漏えいや盗難により安全が確保されないおそれ。このうち、16戸(4.0%)は、契約解除後1年以上経過した容器(長期未使用容器)(うち5年以上12戸(3.0%))【事例20~24】。

※ 空き家以外に、LPガスからオール電化への転換後も容器が未撤去である居住中の一般家庭(1戸)を含む。

⇒ 近畿地方(LPガス消費先戸数202万戸)における、長期未使用容器が置かれたままの空き家戸数は、約8万戸と考えられる(当局の現地調査結果から推測)。

○ 自然災害に起因する事故の的確な把握等

結果報告書 P2~5

通知事項

災害(漏えい等)事故の的確な把握・分類

事業者に対する事故情報の効果的な周知の推進

主な調査結果

- 平成20年以降、近畿地方の府県から近畿支部に対し、浸水、土石流等の自然災害が原因のLPガス容器の「喪失」として報告された91件の事故の中には、ガスの漏えいや漏えいによる火災の発生が報告内容に明記され、「災害」としての報告対象に該当するにもかかわらず、「喪失」に分類、報告されている(5件)など。

- 調査対象4府県内の販売事業者では、事故情報の把握を、行政庁ホームページ(10.8%)よりも、保安講習会(68.4%)によるとしている事業者が多い※が、近畿支部では、販売事業者向け保安講習会における事故の周知は、CO(一酸化炭素)中毒等、一般家庭内で発生する事故に重点が置かれ、自然災害に起因する事故については未実施。

※ 販売事業者(500販売所)を対象に実施した書面調査(回答401販売所)の結果

○ その他の通知事項

結果報告書 P29～32

通知事項

簡易ガス事業者における経年埋設管対策の推進

主な調査結果

○ 簡易ガス事業者の中には、次年度の経年埋設管※対策の「目標とする予定量」を、数年間にわたり0(ゼロ)で近畿支部に提出しているものあり。

※ 経年埋設管:埋設されてから相当年数(20年程度)が経過した亜鉛メッキ鋼管等。劣化により事故発生のおそれあり。

【通知事項以外の主な調査結果】

○ 調査対象4府県内のマイコンメーター、圧力調整器※を設置している消費先を現地調査した結果、調査対象の1～2割程度において、法定検定有効期間又は交換推奨期限を超過している(期間又は期限不明を含む)状況。 結果報告書 P24～25 事例集 事例 26～29

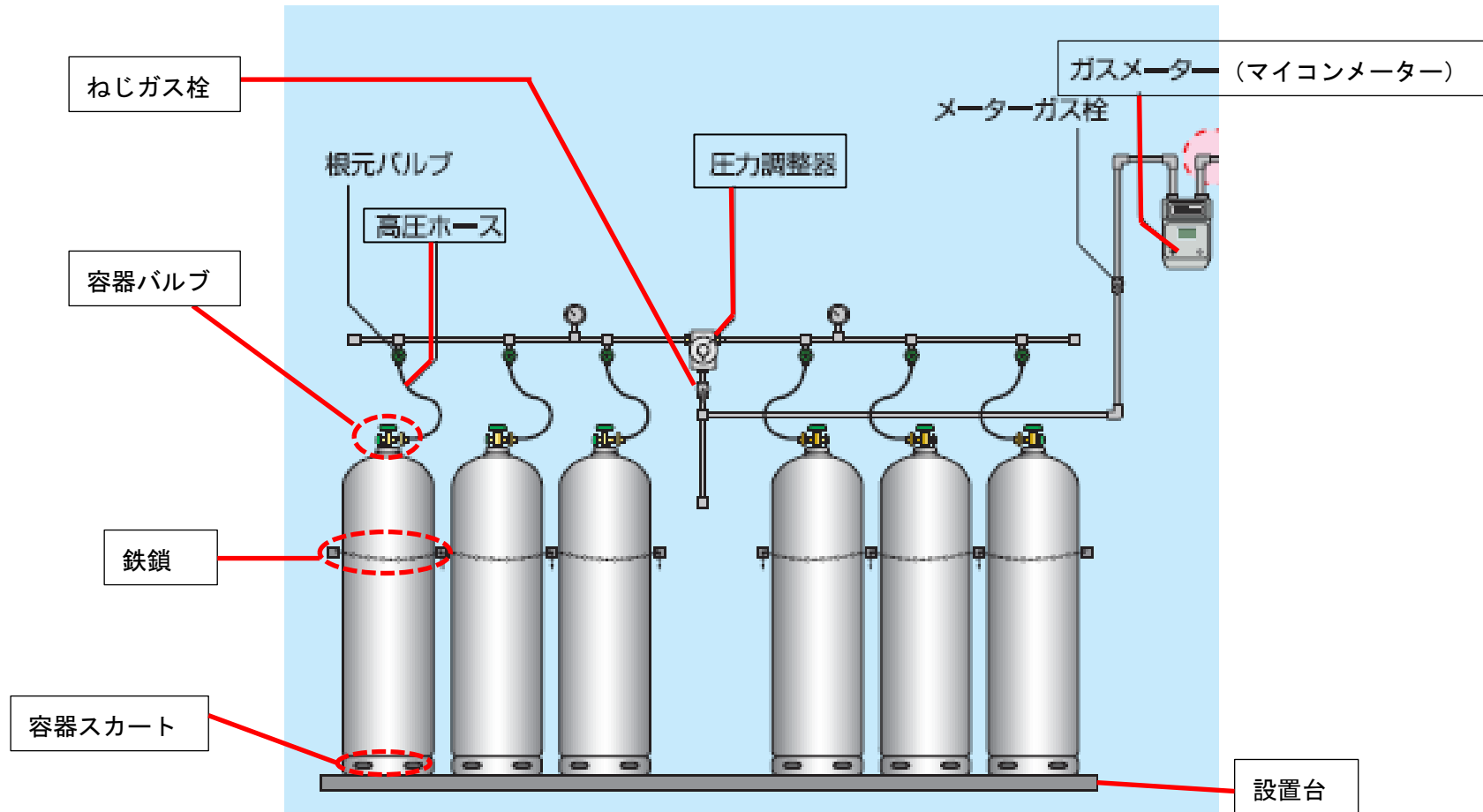
※ 圧力調整器: 容器内のLPガスの圧力を、コンロ等、消費設備の使用に適した圧力に下げするための機器

○ 露店商などの屋外移動消費者に対する質量販売※1時の安全対策について、調査対象4府県内の販売事業者の約8割は、「気がかりな点がある」。主な理由は、「消費設備点検が確実に実施できない。」など※2。 結果報告書 P33～36

※1 質量販売: 屋台における消費など、一定の要件を充たす場合において、容器に入っている量(質量)で行うLPガスの販売(一般家庭等はガスメーターを通過した量(体積)で行う「体積販売」)。

※2 販売事業者(500販売所)を対象に実施した書面調査(回答 354販売所)の結果

(参考) LP ガス供給設備の名称



(図の出典)「LPガス安全管理マニュアル」(平成21年度、経済産業省 原子力安全・保安院(当時))

※ 一般家庭における容器設置本数は、2本の例が多い。